

# 住居確保給付金のご案内

4月20日から対象者の範囲が拡がりました

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主に支給する制度です。

## 令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内、または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



仕事がない・減った家賃が払えない...



住居確保給付金の支給により、安定した生活を送ることができます。

## <主な給付要件>

### 項目

○離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していること。

○資産が一定額以内、かつ、収入基準額(※)を超える収入を得ていないこと。

※海南市の場合

	単身世帯	2人世帯	3人世帯
資産額(世帯の預貯金の合計額)	468,000円	690,000円	840,000円
収入基準額(月額)	110,000円	153,000円	182,000円
支給家賃額(上限額)	32,000円	38,000円	42,000円

○上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していたこと。

○**誠実かつ熱心に求職活動を行うこと。**

※詳細は海南市社会福祉協議会(電話:073-494-4005)までご相談ください。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け  
生活にお悩みの皆さまへ

相談無料

## お金、仕事、住宅など、生活に関する相談窓口のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減ってしまい、家計が苦しいなど、生活のことでお悩みはありませんか？

海南省では、相談窓口を設け、日々の生活のこと、仕事のことなど、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。おひとりで抱え込まずに、どのようなことでも結構ですので、まずはお話をお聞かせ下さい。

収入が減って  
家計が苦しい

失業して、  
家賃が払えない

公共料金に  
滞納がある

求職活動が  
うまくいかない

相談相手が  
いない

債務の返済で  
困っている

社会福祉法人 海南省社会福祉協議会

生活困窮者自立相談支援窓口

電話：073-494-4005

住所：海南省日方1519番地10

(海南省海南保健センター内)

受付時間：月～金曜日 8:30～17:15